

荒川区町会連合会会議次第

1 会長あいさつ

2 区民生活部長あいさつ

3 議題

(1)関係団体からの依頼事項

①令和7年度「歳末たすけあい運動」への協力御礼・ご報告について

(社会福祉協議会)…………… 3～4ページ

②令和7年度一斉改選におけるご協力へのお礼について

(荒川区民生委員・児童委員協議会)…………… 5ページ

(2)区からの依頼事項

③「東京都民俗芸能大会 IN ARAKAWA」のポスター掲示について

(生涯学習課)…………… 6～7ページ

④「第50回荒川区政世論調査概要版」について

(秘書課)…………… 8ページ

⑤「あらBOSAI2026」チラシの回覧について

(防災課)…………… 9～10ページ

⑥令和8年経済センサス活動調査の実施について

(統計係)…………… 11ページ

⑦荒川区物価高騰対応給付金について

(給付金担当)…………… 12～13ページ

⑧町会加入等に関する事前協議における確認書について

(区民課)…………… 14～15ページ

(3)町会連合会運営事項

⑨マンション建築主等との協定書テンプレートについて

⑩町会啓発ポスターの掲示依頼について

裏面あり

⑪令和7年度町会実務担当者研修会の実施について(再周知)

⑫LINE公式アカウント活用セミナーの開催について

⑬自治会活動賠償責任保険について

(区民課).....16~33ページ

(4)東京都からのお知らせ

⑭「町会・自治会つながりフェスタ」の周知について

(区民課)..... 34~35ページ

4 情報交換

5 次回 3月5日(木) 午後4時 305会議室

7 荒社協第1900号
令和8年 2月 5日

各町会長・自治会長 様

社会福祉
法 人 荒川区社会福祉協議会
会 長 片 岡 孝
[印 省 略]

令和7年度「歳末たすけあい運動（歳末たすけあい・地域福祉募金）」
への協力御礼・ご報告について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

町会・自治会の皆様には、昨年末の歳末たすけあい・地域福祉募金について、
大変お忙しい中、多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

おかげさまをもちまして、募金額は10,197,984円となりましたので、
別紙の通りご報告させていただきます。

また、広く区民の皆様にも、広報紙やホームページ等を通じてご報告させて
いただきます。

今後とも、本会の運営・活動へのご理解・ご支援の程、何卒宜しくお願い申
し上げます。

(別紙)

令和7年度の歳末たすけあい・地域福祉募金について

以 上

《お問合せ》 歳末たすけあい運動事務局
社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
地域連携推進課 丸谷・澤木
〒116-0003 荒川区南千住1-13-20
TEL : 03-3802-2794 FAX : 03-3802-3831

令和7年度の歳末たすけあい・地域福祉募金について

令和8年1月29日現在

1. 令和7年度 募金総額 10,197,984 円

《内訳》

(1) 町会・自治会 8,462,488 円
 (2) 個人、企業・団体、職域募金、街頭募金等 1,735,496 円

2. 配分金等総額 10,197,984 円

①個別配分金（区内共通お買物券） 6,180,000 円

配分対象	要件	単価（円）	人数（人）	配分金額（円）
1 ひとり暮らし高齢者	荒川区の「高齢者みまもりネットワーク事業」に登録している70歳以上のひとり暮らし高齢者で、民生委員による「ひと声」運動希望者、住民税非課税世帯。（但し、生活保護世帯、及び、施設入所・病院入院者等を除く）。	3,000	1,713	5,139,000
2 在宅障がい児	18歳以下の区内在住者で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者、且つ、民生委員・児童委員による訪問を希望され、申込書類を提出された方。	3,000	347	1,041,000
合 計			2,060	6,180,000

②広報費・通信費等 253,373 円

③地域福祉活動費 3,764,611 円

地域福祉活動費は、本年3月の「歳末たすけあい運動実施委員会」で配分計画を決定した後、令和8年度に活用いたします。

7 荒民児協発第 1 2 号
令和 8 年 2 月 5 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 様

荒川区民生委員・児童委員協議会
会長 中村 恵吾

令和 7 年度一斉改選におけるご協力へのお礼について

日頃から、荒川区民生委員・児童委員協議会の活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

この度、令和 7 年 1 2 月 1 日付で民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。新任候補者の推薦等について、町会長の皆様には多大なるご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また一斉改選に伴い、各地区民生委員・児童委員協議会会長に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

各地区会長

	新	旧
南千住東地区	藤江 陽子 (新任)	杉山 律子
南千住西地区	瀧澤 克浩 (再任)	瀧澤 克浩
荒川地区	増田 友紀子 (新任)	畠谷 安枝
町屋地区	郷田 敏子 (新任)	阿部 重夫
東尾久地区	荒川 芳樹 (再任)	荒川 芳樹
西尾久地区	中村 恵吾 (再任)	中村 恵吾
日暮里地区	小林 美奈子 (新任)	横山 しげ子

<問い合わせ先>

荒川区民生委員・児童委員協議会
福祉推進課地域福祉係内
電話 3802-3111 内線 2637

7荒地生第2565号
令和8年2月5日
(公印省略)

各町会長様

地域文化スポーツ部
生涯学習課長 篠原 啓輔

町会掲示板へのポスター掲示について（お願い）

平素より、荒川区立荒川ふるさと文化館の運営にご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

「江戸伝統芸能祭 第57回東京都民俗芸能大会 IN ARAKAWA 江戸東京のわらい」が東京都、東京都教育委員会、公益財団法人東京都歴史文化財団主催、荒川区教育委員会共催で開催されます。このイベントは区内で活動している国指定重要無形民俗文化財「江戸の里神楽（松本社中）」をはじめ都内に継承されている民俗芸能を紹介するイベントで都民の民俗芸能への理解と関心を高めることを目的としています。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するために主催者よりポスターの掲示の依頼がありましたので、誠に恐縮に存じますが、下記のとおり町会掲示板に掲示していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 ポスターの内容

江戸伝統芸能祭第57回東京都民俗芸能大会 IN ARAKAWA 江戸東京のわらい
A4版（添付のとおり）

2 希望掲示期間 令和8年3月29日（日）までで可能な期間

問合せ等 地域文化スポーツ部生涯学習課
荒川ふるさと文化館
担当：信川 三枝
電話：（3807）9234

江戸東京伝統芸能祭
第57回東京都民俗芸能大会

IN ARAKAWA

ご来場は
都電・都バスが便利です



素盞雄神社大太鼓

江戸東京の
わらわい



神楽面:松本源之助社中所蔵

出演

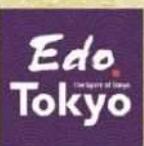
- 江戸の里神楽
松本源之助社中(荒川区)
- 素盞雄神社天王太鼓
素盞雄神社天王太鼓会(荒川区)
- 神庭の神楽
神庭神楽連(奥多摩町)
- 神着木遣太鼓
三宅島神着郷土芸能保存会(三宅村)
- 江戸の曲独楽
やなぎ南玉
- 幫間芸
松廻家八好

入場無料 事前申込制

詳しくは裏面をご覧ください



web応募フォーム



2026.3/29日

13:30開演(12:30開場 17:00終演)予定

13:15~「ワークショップ『寿獅子舞体験』」成果発表

荒川区民会館 サンパール荒川

主催:東京都、東京都教育委員会、公益財団法人東京都歴史文化財団、東京都民俗芸能大会実行委員会 共催:荒川区教育委員会
(問い合わせ先)東京都民俗芸能大会実行委員会事務局 TEL 03-6804-2660(平日10:00-17:00)

7 荒区秘第 2 3 2 1 号
令和 8 年 2 月 5 日
(公 印 省 略)

町会連合会会長 各位

区政広報部秘書課長
茶谷 勇

「第 5 0 回荒川区政世論調査 概要版」について

日頃より、当課の事業に御協力いただきありがとうございます。

このたび、「第 5 0 回荒川区政世論調査 概要版」を作成いたしました。この概要版は荒川区政世論調査報告書を抜粋しまとめたもので、調査の実施には、多くの区民の皆様にご協力いただきました。

報告書全文は、区役所地下 1 階の情報提供コーナー、ゆいの森や各区立図書館、荒川区ホームページで御覧いただけます。

また、あらかわ区報 2 月 1 1 日号にも当世論調査結果の概要の掲載を予定しております。

参考資料として御利用いただければ幸いです。

担当：秘書課総合相談係 南谷（内線 2162）

7 荒区防第1131号
令和8年2月5日
(公 印 省 略)

各町会・自治会長 様

荒川区区民生活部
地域防災担当課長 宮崎 信治

「あらBOSAI2026」チラシの回覧について(依頼)

平素から荒川区の防災事業に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

区では、区民の皆様の防災意識の高揚、防災行動力の向上を目的とした防災イベントとして「あらBOSAI」を毎年開催しております。

本年度は「見て！体験して！備える！」をテーマにした会場開催「あらBOSAI2026」と中学校防災部の活動紹介パネル展示を行う地域開催「アフターあらBOSAI」を予定しています。つきましては、皆様をはじめ、多くの区民の皆様にお越しいただきたく、お忙しいところ恐縮ですが、各町会・自治会へ本イベントのチラシのご回覧をお願いしたく存じます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 依頼事項 回覧板によるチラシの周知

2 開催概要

(1)会場開催 開催期間 令和8年3月8日(日)午前10時～午後2時

開催場所 南千住野球場

開催内容 防災関係機関の車両展示、民間事業者による防災用品等の紹介等

(2)地域開催 開催期間 令和8年3月11日(水)～3月26日(木)

開催場所 ふれあい館等計 10 か所

荒川総合スポーツセンター1階、石浜ふれあい館、

南千住駅前ふれあい館、センターまちや4階、町屋ふれあい館、

東尾久本町通りふれあい館、尾久ふれあい館、西尾久ふれあい館、

夕やけこやけふれあい館、ひぐらしふれあい館

開催内容 中学校防災部の活動紹介パネル展示等

3 回覧チラシ(イメージ)

別添のチラシ(A4)を町会交換便にて各町会・自治会へお届けいたします。

4 その他

本イベントについては、あらかわ区報3月1日号にも掲載予定です。

5 問合せ先

区民生活部防災課 角田・渡邊 電話 3802-3111 内線 418

荒川区
主催

見て! 体験して! 備える!

あらBOSAI2026 in 南千住野球場

入場無料

雨天中止

親子で楽しめるブースもたくさん

はたらく車展示



乗って写真を撮ろう

VR防災体験車



映像と動きで体験

起震車体験



キッチンカー



飲食スペースあり

ふれあいコーナー



ほかにも防災を学べる
内容がたくさんあるよ!

あら坊と仲間たちが大集合

初期消火訓練



煙体験



防災グッズ展示・販売



買って備えよう

記念品
あり

会場を周って集めよう!
防災スタンプラリー



12時~

一日消防署長と学ぼう!
ジャガー横田さんトークショー

13時~

スタンプラリーをクリアして参加! 防災グッズが当たる!
お楽しみ抽選会



ご家庭で使用した小型充電式電池(リチウムイオン電池等)を会場で回収します

イベントの詳細は、区ホームページをご覧ください



女子プロレスラー
ジャガー横田さん

アフターあらBOSAIを
開催します

令和8年3月11日~3月26日

中学校防災部活動紹介展示
防災展示 等



3.8 SUN
日
10:00~14:00

お問合せ

荒川区 区民生活部 防災課
03-3802-3111 内線418



会場に駐車場はございません

自転車でお越しの方は、会場内の
臨時駐輪場(荒川工科高校側)をご利用ください

荒川工科高校

臨時駐輪場入口

南千住野球場(会場)

スポーツセンター

入口

千住間道

荒川区南千住6-45-6

協力: 荒川消防署 尾久消防署 荒川消防団 南千住警察署 自衛隊 ライフライン関係事業者 災害時協定事業者 東京青年会議所荒川地区 区立中学校 等

7荒区第2640号
令和8年2月5日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 様

区民生活部区民課長
岸 洋希

令和8年経済センサス活動調査の実施について

平素より各種統計調査の実施にあたりまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年は国勢調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

さて、本年6月1日を基準日として、「経済センサス活動調査」が実施されます。

当調査につきましても、皆様方のご協力を賜り、調査の万全を期したいと存じております。

つきましては、区の方から前回令和3年経済センサス活動調査に従事されました調査員に調査協力の意向確認をさせていただきたいと考えておりますので、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 調査目的 | 経済センサス活動調査はすべての事業所及び企業を対象とし、我が国における経済構造を包括的に捉え、実態を明らかにするため |
| 2 調査員説明会 | 令和8年5月中旬(会場予定:サンパール荒川) |
| 3 調査従事期間 | 令和8年5月中旬から6月下旬 |
| 4 調査員報酬 | 1区域あたり(80事業所) 約65,000円~70,000円 |
| 5 前回調査員への意向確認 | 統計係から郵送又は電話で連絡させていただきます |
| 6 担当 | 区民生活部区民課統計係 野口・渡辺(荒川区役所分庁舎3階)
電話 03(3802)3130(直通) |

7 荒川区第 2689 号
令和 8 年 2 月 5 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 様

荒川区区民生活部
給付金担当課長
真田 智行

荒川区物価高騰対応給付金の実施にともなう周知について

日頃から荒川区の事業へご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
荒川区では、長引く物価高騰から区民の生活を守るため、国の重点支援地方交付金を活用し、区民一人当たり 4 千円を支給することとしましたので、お知らせします。
つきましては、下記のとおり町会掲示板に別添のポスターを掲示していただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。
当該給付金の詳細につきましては、区報や区ホームページ等にてお知らせする予定です。

記

- 1 ポスターの内容
荒川区物価高騰対応給付金のお知らせ（添付のとおり）
- 2 対象者
令和 7 年 12 月 25 日時点で荒川区に住民登録がある方
（対象の世帯において令和 8 年 3 月 31 日（火）までに出生した新生児も対象です。）
- 3 支給金額
区民一人当たり 4 千円
- 4 掲示期間
ポスター到着後 1 か月程度

【問合せ先】

荒川区区民生活部 給付金担当 武田
電話 03-3802-3583（直通）

荒川区物価高騰対応給付金のお知らせ

長引く物価高騰から区民の生活を守るため、国の重点支援地方交付金を活用し、区民一人当たり4,000円を支給します。

対象

令和7年12月25日時点で荒川区に住民登録がある方

※上記対象の世帯において令和8年3月31日（火）までに出生した新生児も対象です。手続きについてはお問い合わせください。

申請方法

① 以前荒川区から給付金を本人口座で受給した方等

→2月中旬から順次、支給通知書（はがき）を送付します。
記載の口座に変更がなければ、自動的にお振込みします。

② ①以外の方

→3月下旬から順次、申請書を送付します。
オンラインまたは郵送で申請をお願いします。



申請期限

令和8年6月30日(火)まで（必着）

配偶者からの暴力（DV）等で避難されている方へ

荒川区に避難中である証明書があれば、荒川区に住民登録がなくても給付金を受け取ることができます。証明書の発行手続きは、アクト21（☎ 03-3809-2890）にお問い合わせください。

問合せ

荒川区物価高騰対応給付金コールセンター

☎ 0120-925-030

受付時間 8:30～17:15（土日祝除く）

（AI音声は24時間対応）

詳細は…

荒川区ホームページ

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a009/news/20251226.html>

右記の二次元コードからアクセス可能です。



7荒区第2570号
令和8年2月5日
(押 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

区民課長 岸 洋希

町会・自治会との協議記録書について

日頃より、コミュニティ事業にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

区では、マンション建築にあたり、建築主等が地元町会と事前に協議を行うことを義務付けております。

このたび、協議が実際に行われたことを明確に確認できるよう、協議に出席した町会の代表者にサインをいただく新たな様式を作成いたしました。

本様式は、協議内容の承認や町会としての責任を求めるものではなく、あくまで「協議を実施した事実」を確認するためのものです。

今後は、協議終了後に建築主等が本様式を用意しますので、ご記入をお願い致します

区といたしましては、本様式の活用により、建築主等と町会との円滑な話し合いを促進し、地域と調和したまちづくりにつなげていきたいと考えております。

ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 添付資料

協議記録書(記入例)

問い合わせ

荒川区区民課庶務係 担当:関沢

電話 03-3802-3111(内線2513)

町会・自治会との協議確認書

(事業者等出席者 記入欄)

集合住宅名称	荒川マンション
所在地(住居表示)	荒川区荒川2-2-3
出席者(事業者等)	アラカワ不動産株式会社
電話番号	〇〇-△△△△-××××

町会・自治会への説明事項

- 1 入居開始後における町会・自治会からの加入等に関する問い合わせ先
(未定の場合は、会社名欄に“未定”と記入の上、決まり次第、町会・自治会に伝える。)

会社名	アラカワ管理サービス株式会社	
担当者	部署名 管理課	氏名 荒川 太郎
電話番号	〇〇-△△△△-××××	

- 2 入居者に対する町会・自治会活動内容等の周知方法の説明
(町会・自治会のお知らせやイベントポスターを共用掲示板に掲示する等)

- 3 その他(上記1、2以外の説明事項があれば記入)

- ・入居者に町会加入促進のチラシを渡す
- ・入居者に町会の連絡先を提供する

上記の事項について、説明を受けました。

(町会・自治会出席者 記入欄)

説明日	〇〇年 △△月 ××日
町会・自治会名	〇〇町会
出席者サイン (押印不要)	会長 〇〇 〇〇

町会が記入するのは
ココだけです

(事業者等の皆様へ)

本確認書を3枚出力し、同じ内容のものを3枚作成してください。それぞれ、町会・自治会保管用、事業者保管用、区提出用となります。区提出用は、「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」に基づく協議結果報告書(第7号様式)に添付してください。

令和8年2月5日
(押 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区町会連合会会長 鳥飼 秀夫

マンション建築主等との協定書テンプレートについて

日頃より町会活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

この度、マンションが建築される前後で、町会と建築主、管理会社、管理組合等とでごみ出し等のルールや町会費に関する協定書を締結する際のテンプレートを作成いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

記

1. 事例

建築主と口頭で、ごみ出し等のルールや町会費の取り決めをしていた町会が、建築後に管理会社や管理組合へ引き渡された際に引き継がれていなかった

2. テンプレート

別紙1～3のとおり

3. 留意点

テンプレートをそのまま使うのではなく、町会と事業者で話し合った内容によって、作り変えることが望ましいです

問い合わせ

荒川区区民課庶務係 担当:関沢

電話 03-3802-3111(内線2513)

※この協定書は一例です。町会と事業者で話し合った内容によって、自由に書き換えてください。

運用協定書

東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号に建築予定の建築物（以下「本件建築物」という）について、〇〇町会（以下「甲」という）と建築主〇〇株式会社（以下「乙」という）は本件建築物の運用について協定する。

第1条 （建物の概要）

1. 本件建築物の用途・構造・規模・配置等は下記及び別添図面の通りとする。
 - ・建物名称 （仮称）〇〇共同住宅新築工事
 - ・建物用途 共同住宅（〇戸）
 - ・構造及び規模 鉄筋コンクリート造 地上〇階建
延床面積〇〇.〇㎡ 最高高さ〇〇.〇m

第2条 （建物の用途）

1. 本件建築物の用途は共同住宅とし、旅館、ホテルに転用しない。
また、共同住宅における民泊の利用を一切禁止することとし、このことについて管理規約や賃貸借契約書に規定し、重要事項説明書に明記する。

第3条 （入居者の管理）

1. 乙は、入居者が防火、防犯、風紀、衛生等のトラブルを起こさないよう注意喚起し、万一発生した場合は、迅速に処理解決する
2. 乙は、入居者のごみについては、敷地内にごみの集積スペースを確保し、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみを回収する。尚、資源ごみは行政側が定めた種類ごとに分別した上、コンテナやネットに入れる。
3. 乙は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみの回収日に合わせ、必ず清掃員管理者を派遣する。同時に資源ごみを利用するコンテナ及びネットの管理を実施する。
4. 乙は、入居者に対し、ごみ収集日に本件建築物の敷地内のごみストッカー等に入れるよう指導する。万一、収集日以外に出した場合、またごみストッカー以外や敷地内指定場所以外に出し、猫、カラス等の被害にあった場合には、速やかに乙または乙が設置した管理責任者または乙が派遣した清掃員担当者がこれを清掃する。尚、すべてのごみを公道に廃棄しないものとする。
5. ガスの仕様については、都市ガスとし、法令を遵守し、安全管理を実施する。

第4条 （駐輪場）

1. 本件建築物の駐輪場は〇台設置し、乙は駐輪場を希望する入居者と別途契約し、契約自転車以外の駐輪はないように、入居者に指導、遵守させる。

※この協定書は一例です。町会と事業者で話し合った内容によって、自由に書き換えてください。

第5条 (連絡体制)

1. 乙は、本件建築物による近隣住民からの苦情、被害等の処理を円滑に行うために、苦情等の管理責任者を設置し、甲に連絡する。
また敷地内の外部から見やすい場所に、管理会社及び連絡先を記載した看板を設置する。

第6条 (協定書の取り扱い)

1. 本件建築物が名義変更により所有権が移転する場合、速やかに甲に連絡し、本協定の決定事項を継承することを重要事項説明書に明記する。
2. この協定書に疑義が生じた場合、または協定書に無い項目について甲から対応を求められた場合には、甲及び乙は相互に協議を行い、誠意をもって解決にあたる。

第7条 (町会費について)

1. 町会費は、銀行振込にて一括支払とし、手数料は乙の負担とする。
2. 竣工後、町会費は一戸あたり年額〇〇〇〇円とし、年度契約は自動継続とする。

以上

上記協定事項は、甲及び乙二者間において協議の上、決定した事項であり、各々二者はお互いに誠意と責任をもって本協定を遵守する。その証として、本協定書を2通作成し、各々1通を有する。

甲(町会) 住所 _____
氏名 _____
TEL _____

乙(建築主) 住所 _____
氏名 _____
TEL _____

※この協定書は一例です。町会と事業者で話し合った内容によって、自由に書き換えてください。

覚 書

〇〇町会(以下「甲」という。)と開発事業者〇〇(以下「乙」という。)は乙が建築する末尾表示の建物(以下「本件建物」という。)の町会への加入及び町会の支払いに関して、以下のとおり覚書を締結する。

第1条 乙が甲に支払う町会費は、本件建物一棟につき年額金〇〇円とする。

第2条 乙は、第2条に定める町会費を乙が指定する管理会社を通じ、毎年〇月〇日を支払期限として1年分(4月1日から翌年3月31日)を一括で甲に納入するものとする。

2. 乙は、管理会社を変更する場合には、事前に会社名、担当者名及び連絡先を甲に書面で通知するものとする。

第3条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から20〇〇年〇月〇日までとする。ただし、乙が甲に対し有効期間満了の1か月前までに別段の意思表示をしないときは、有効期間満了日の翌日から同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条 乙は、本件建物を第三者に譲渡する場合には、第三者に本覚書の権利義務を承継するものとする。

第5条 本覚書に定めのない事項については、別途、甲乙協議のうえ定める。

以上、本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

本件建物

・名称 ・所在地

・構造/規模 ・戸数

(甲)住所 代表者名

(乙)住所 代表者

※この協定書は一例です。町会と事業者で話し合った内容によって、自由に書き換えてください。

覚書

〇〇町会(以下「甲」という。)と開発事業者〇〇(以下「乙」という。)は乙が建築する末尾表示の建物(以下「本件建物」という。)の町会費の支払いに関して、以下のとおり覚書を締結する。

第1条 甲及び乙は、本件建物の区分所有者等に対する甲の町会費は、町会加入者1戸あたり年額〇〇円であることを確認する。

なお、甲は、町会費の金額に変更が生じた場合には、本件建物の区分所有者等にその旨通知することとし、その事務は乙が代行することとする。

第2条 乙は、本件建物の区分所有者等(町会脱退者を除く)が甲に対して支払う町会費の徴収業務を代行することとする。乙は、徴収代行によって集めた町会費について、毎年〇月〇日を支払期限として1年分(4月1日から翌年3月31日)を一括で甲に納入するものとする。

なお、納入にかかる手数料は乙の負担とする。

第3条 乙は、本覚書上の乙の地位及び権利義務の一切を、本件建物竣工後設立される管理組合の設立と同時に、当該管理組合に承継するものとし、甲は予め承諾する。

第4条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から20〇〇年〇月〇日までとする。ただし、乙が甲に対し有効期間満了の1か月前までに別段の意思表示をしないときは、有効期間満了日の翌日から同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条 本覚書に定めのない事項については、別途、甲乙協議のうえ定める。

以上、本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

本件建物

・名称 ・所在地
・構造/規模 ・戸数

(甲)住所 代表者名

(乙)住所 代表者名

令和8年2月5日
(押 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区町会連合会会長 鳥飼 秀夫

町会啓発ポスター掲示依頼について

日頃より町会活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

この度、町会の意義や大切さを啓発するポスターを作成いたしましたので、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 ポスターの内容

「みんなでつくる町会・自治会！」PRポスターA4版(添付の通り)

2 希望掲示期間

令和8年3月末までで可能な期間

問い合わせ

荒川区区民課庶務係 担当:関沢

電話 03-3802-3111(内線2513)



町会・自治会

町会・自治会は、住民同士の支え合いと安心できる暮らしを大切にしている住民組織です。
見守りや防災、防犯活動を通じて安全・安心を守るとともに、世代を超えた交流を通じて温かいつながりを育んでいます。



高齢者見守り 声かけ活動

ひとり暮らしや高齢世帯を対象に、定期的な訪問や声かけを実施。異変の早期発見や孤立防止につなげています。

防災 防犯パトロール

シニア世代を中心に、夕方の見回りや防災訓練を実施。災害時の避難行動や連絡体制づくりに力を入れています。

交流イベント (健康体操・季節行事)

ラジオ体操やふれあいサロン、季節の行事などを開催。高齢者や子どもが参加しやすい内容を工夫し、地域の交流を深めています。

▼ 入会や活動についての問い合わせ先

荒川区町会連合会事務局

荒川区荒川2-2-3 区役所本庁舎3階区民課内
電話：03-3802-3111（内線2513）
メール：kumin@city.arakawa.lg.jp

加入申込みフォーム



実務担当者研修会のお知らせ

前回ご参加いただいた皆さまから「とても参考になった！」とご好評をいただいた、公式LINEの情報交換会を今年も開催します！

公式LINEを活用している町会の取り組みや工夫、導入を検討している町会の疑問など、ほかの町会の”リアルな声”を直接聞ける、貴重な機会です。

「うちの町会でも活用できるかな…？」

「ほかの町会はどんな使い方をしているんだろう？」

そんな疑問を解消し、ヒントを持ち帰っていただける場となっています。ぜひ、この機会にお気軽にご参加ください！

公式LINE情報交換会 ver2.0

日時 令和8年2月28日(土)午後2時～4時

場所 サンパール荒川 5階第7集会室

内容 公式LINEを活用している町会が集まった情報交換会

対象 各町会の公式LINE配信担当者

申込 右記の二次元コードより申し込み
申込期限:2月20日(金)

備考 公式LINE未導入の町会も参加OK
申込者多数の場合は調整させていただく可能性あり



荒川区町会連合会事務局（荒川区区民生活部区民課）

担当 清水・関沢

☎03-3802-3111（内線2513）

イベント情報発信/活動PR/連絡 etc

デジタルを取り入れたい町会にオススメ



LINE公式アカウント 活用セミナー

持ち物
スマホ

3月16日月 18:00-20:00

参加費
無料

荒川区役所3階305会議室

講座内容

町会活動にLINEを活用してみませんか？
本セミナーでは、LINE公式アカウントを「これから使ってみよう」「作ったけれど使いこなせていない」という方向けに、基本操作から活用のポイントまで、分かりやすく解説します。
スマートフォンがあれば参加でき、専門知識は不要です。



こんな町会におすすめ

- 運営にデジタルを取り入れたい
- 活動をもっと知ってほしい
- スマホで情報発信したい

セミナーで得られること

- デジタルへの苦手意識が減る
- 日常活用イメージが持てる
- すぐ試せる具体的なヒント

講師 東京ケーブルネットワーク株式会社

お申込み

右の二次元コードからお申込みいただけます
申込期限：3月2日（月）

お問合せ

荒川区町会連合会事務局（荒川区役所3階区民課内）
TEL：03-3802-3111 内線2513



令和8年2月5日
(押 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区町会連合会会長
鳥飼 秀夫

自治会活動賠償責任保険について(情報提供)

日頃より町会活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

この度、町会・自治会活動中の事故により法律上の損害賠償責任を負うことになった場合や怪我をした場合等に補償される保険について、情報提供いたします。

各町会及び各町会連合会におかれましては、必要に応じて加入をご検討くださいますよう、お願いいたします。

記

1 添付資料

自治会活動賠償責任保険パンフレット

2 備考

- (1)上記の保険は一例です。各保険会社を比較し、補償内容や保険料等を十分に確認していただくようお願いいたします。
- (2)本件についてご相談等ございましたら、お気軽に各区民事務所および荒川地域事務担当までご連絡ください。

南千住区民事務所 03-3803-1793
荒川地域事務担当 03-3802-3466
町 屋区民事務所 03-3892-2323
尾 久区民事務所 03-3894-6123
日暮里区民事務所 03-3801-2100

自治会活動賠償責任保険



「自治会活動賠償責任保険」とは、自治会活動、自治会行事において発生した事故により、自治会もしくはその住民の皆様が被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。次の4つの補償項目があります。

損害賠償の補償

傷害見舞費用の補償

傷害の補償

費用損害の補償

用語のご説明

自治会とは？	住民同志の親睦および生活環境の改善等を図ることを目的に住民によって組織された町内会および団地自治会等の地域団体をいいます。一部の住民のために組織された「商店会、PTA、婦人会、老人会、子供会」等の地域団体は対象となりません。
自治会活動・自治会行事とは？	自治会が企画、立案し、総会、運営委員会または会則(名称は問いません。)に基づく手続を経て決定された活動および行事をいいます。(例)祭、運動会、バザー、地域清掃活動等日本国内で行われるものに限ります。以下「自治会活動等」といいます。
自治会活動等に従事または参加している間とは？	自治会活動に従事または自治会行事に参加の目的(自治会行事の見物、見学、応援等を含みます。)をもって、通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ自治会の管理下(自治会の指揮、監督および指導下をいいます。)にある間をいいます。 傷害見舞費用においては、所定の集接地から所定の解散地で解散するまでの間をいいます。
住民とは？	自治会の所在する地域に生活の本拠を有する自然人で、自治会に加入している方をいいます。

損害賠償の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

自治会の賠償責任(賠償責任条項)

次のような事故に起因して、住民等他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損をいいます。以下同様です。)した場合に、被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様です。)である自治会が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 自治会が所有・使用・管理する施設の不備が原因で生じた事故
- 自治会が行う自治会活動等の運営に起因する偶然な事故

具体例

- 自治会活動で使用していたやぐらが倒れて住民の方がケガをした。



住民の賠償責任(賠償責任条項)

住民が自治会活動に従事している間、または自治会行事に参加している間に生じた偶然な事故により、他の住民等他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者である住民が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

具体例

- 不注意でお隣の方の頭に杵をぶつけてケガをさせてしまった。



お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、自治会活動の遂行のために自治会が一時的に使用または管理する他人(住民を含みます。)の財物の損壊については保険金のお支払いの対象となります。
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、自治会活動の遂行の補助者として被保険者が使用する者については除きます。
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾^{じょう}に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)
- ⑩ 施設の修理、改造または取壊し等(ただし、自治会活動等に使用するテント、やぐらおよびその他の仮施設に対する修理、改造または取壊し等の工事を除きます。)の工事に起因する損害
- ⑪ 航空機、昇降機、自動車または施設外における船・車両(原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑫ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出・いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による財物の損壊に起因する損害
- ⑬ 自治会活動等の終了後に、その活動等の結果に起因する損害。ただし、被保険者が自治会活動等の行われた場所に放置または遺棄した施設(仮設を含みます。)、設備・装置または資材および自治会活動等のために被保険者が提供した飲食物は、自治会活動等の結果とはみなしません。等

傷害見舞費用の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

住民以外の方に対する傷害見舞費用（傷害見舞費用条項）

住民の親族^(注1)および自治会より自治会活動等に参加の依頼を受けた方が、自治会活動等に従事または参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故^(注2)によって身体にケガ^(注3)を被り、その結果として8日以上入院、または事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合もしくは死亡した場合において、その被害者に対し、被保険者である自治会が慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます。）を当社の同意を得て支払った場合に保険金をお支払いします。^(注4)

- (注1) 自治会の所在する地域に生活の本拠を有しない親族であり、自治会に加入していない方をいいます。
- (注2) 急激とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
偶然とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
外来とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- (注3) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。
- (注4) 自治会が法律上の損害賠償責任を負わない場合に限りです。



具体例

- 来賓の方が転倒しケガをした。

お支払いする保険金

1回の事故につき、被害者1名あたり、次の金額が上限となります。（自治会がお支払いされた見舞金の金額が次の金額より低いときには、自治会がお支払いされた見舞金の金額が上限となります。）

なお、被保険者である自治会が、身体に傷害を被った被害者に見舞金をお支払いされることが条件となります。

傷害の程度		支払限度額
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合		100,000円 ^(注1)
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合		後遺障害の程度により4,000円～100,000円
8日以上入院 ^(注2) した場合	31日以上	20,000円
	15日～30日	10,000円
	8日～14日	5,000円

(注1) 同じ事故により同じ被害者に対して既にお支払いした後遺障害の傷害見舞費用保険金がある場合には、死亡の傷害見舞費用保険金から既にお支払いした後遺障害にかかる傷害見舞費用保険金を差し引いた残額となります。

(注2) 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾^{じょう}に起因する損害
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害

等

傷害の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

住民の方の傷害(傷害条項)

被保険者である住民が自治会活動等に従事または参加している間において、急激かつ偶然な外来の事故^(注1)によってその身体にケガ^(注2)を被った場合に、そのケガに対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 急激とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。偶然とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

外来とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

(注2) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。

(注3) 健康保険、加害者からの賠償金の有無等に関係なくお支払いします。

具体例

- サッカー大会でゴールポストに激突してケガをした。



お支払いする保険金

被保険者(住民の方となります。)1名につき次の金額をお支払いします。

保険金の種類	内容
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 ※1 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で後遺障害保険金をお支払いします。 ※2 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 ※3 同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 ※4 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、入院された場合、入院保険金日額×入院の日数をお支払いします。 ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。 ※2 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
通院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、通院された場合、通院保険金日額×通院の日数をお支払いします。 ※1 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について、通院したものとみなします。 ※2 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 ※3 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 ※4 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。

※1「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含み、次のア、イ、に該当するものを含みません。

ア、細菌性食中毒 イ、ウイルス性食中毒

※2 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼・灸・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当するケガ等に対しては保険金をお支払いしません。

- 1 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ。
- 2 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 3 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中のケガ
- 4 脳疾患、疾病または心神喪失
- 5 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 6 外科的手術その他の医療処置によるケガ。ただし、当社が傷害保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、傷害保険金をお支払いします。
- 7 戦争、その他の変乱、暴動によるケガ
- 8 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- 9 核燃料物質等放射性、爆発性等によるケガ
- 10 ⑦~⑨の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 11 ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- 12 原因がいかなる場合でも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

- 13 入浴中の溺水(ただし、当社が傷害保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 14 原因がいかなる場合でも、誤嚥によって生じた肺炎
- 15 被保険者が次のそれぞれの項目に掲げる間に生じた事故によって被ったケガ
 - 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間
 - 山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(グライダー・飛行船を除きます。)操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。を除きます。)、搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
 - 乗用具(自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)、によるレース(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間(法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態を除きます。)、に生じた事故は保険金支払の対象となります。

等

費用損害の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

自治会の費用損害(費用損害条項)

自治会活動等の開催地における降水^(注)によって自治会活動等(屋内で行うものを除きます。)が中止または延期となったためその自治会活動等にかかる次の(1)から(4)のいずれかに該当する費用を支出することによって被保険者である自治会が被った損害に対して、保険金をお支払いします。

(1) 次の費用についての契約解除にともなう手数料または違約金

ア. 仕出弁当等の代金 イ. 交通費 ウ. 宿泊費

(2) 会場等の使用料

(3) やぐら等の仮施設工事費

(4) 印刷費

(注)雨、あられ、雪等降水量として測定されるものをいいます。



具体例

●運動会が雨で中止になり、会場のキャンセル料がかかった。

お支払いする保険金

保険金の種類	内容
費用損害保険金	「被保険者の支出した費用×70%」と「費用損害条項の保険金額 ^(注) 」のいずれか低い金額 (注)保険金額は1事故および保険期間中の両方に適用されます。

ただし、費用の支出により購入または納入されたものが、他に転用されたことによって費用の支出が軽減できた場合、または返却、売却等により回収できた金額がある場合には、その軽減できた費用や回収できた金額を差し引いた残高を損害とみなします。自治会活動や行事が途中で中止となった場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

- 1 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する事故によって生じた損害
- 2 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾^{じょう}に起因する事故によって生じた損害
- 3 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する事故によって生じた損害

等

1ページから5ページに記載の補償のうち、傷害見舞費用(傷害見舞費用条項)、傷害(傷害条項)、費用損害(費用損害条項)は補償の対象外としてご契約いただくことが可能です。(自治会の賠償責任、住民の賠償責任(賠償責任条項)は補償の対象外とすることはできません。)

保険料の精算について

- 1 保険契約時に、保険契約時における自治会加入世帯数に基づく暫定保険料をお支払いいただきます。
- 2 保険期間終了後、保険期間満了時における自治会加入世帯数が確認できる資料を遅滞なく当社にご提出いただきます。
- 3 保険期間満了時における自治会加入世帯数が保険契約時における世帯数より5%を超えて増加または減少した場合には、保険期間満了時における自治会加入世帯数に基づき算出した確定保険料と暫定保険料との差額の2分の1を精算させていただきます。(ただし、費用損害条項の保険料については精算いたしません。)なお、確定保険料が最低保険料未満となる場合には、暫定保険料と最低保険料との差額が返れいする保険料の限度となります。
- 4 保険期間満了時における自治会加入世帯数が保険契約時における自治会加入世帯数より5%を超えて増加または減少しない場合には、保険料の精算は行いません。(この場合でも保険期間満了時における自治会加入世帯数が確認できる資料のご提出は必要です。)
- 5 ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

一定の条件を満たす契約については、「保険料確定特約(自治会活動用)」をセットすることによって、保険期間終了後の精算を行わない方式とすることが可能です。この場合、保険契約時に、保険契約時における自治会加入世帯数が確認できる資料を当社にご提出いただきます。「保険料確定特約(自治会活動用)」の内容、セットできるご契約の範囲につきましては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

ご契約締結前にご確認いただきたいこと

お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

(1) 商品の仕組み

賠償責任保険
普通保険約款 + 自治会活動特別約款 + 各種特約
(必要な場合にセットします)

(2) 補償内容

- ①保険金をお支払いする主な場合
1、3、4、5ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」とおりです。
- ②お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金
2～5ページ記載の「お支払いの対象となる損害」「お支払いする保険金」とおりです。
- ③保険金をお支払いしない主な場合
2～5ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」とおりです。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約 (自治会活動用)	「保険契約締結時における自治会加入世帯数」に基づき算出した保険料を確定保険料とする特約です。
傷害補償対象外特約	傷害条項を補償の対象外とする特約です。
傷害見舞費用補償 対象外特約	傷害見舞費用条項を補償の対象外とする特約です。
費用損害補償対象外 特約	費用損害条項を補償の対象外とする特約です。

(4) 被保険者

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)は次のとおりです。

【賠償責任条項】

記名被保険者(保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された自治会)と住民

【傷害見舞費用条項】【費用損害条項】

記名被保険者(保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された自治会)

【傷害条項】

住民

(5) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)=1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(6) 支払限度額等

支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任条項でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・保険金額および免責金額^(注)につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄、「保険金額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(注)免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

(7) 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料^(注)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(8) 保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○:選択できます ×:選択できません

主な払込方法	一般分割払 (注1)	大口分割払 (注2)	一時払
<input type="checkbox"/> 座振替	○	○	○
<input type="checkbox"/> クレジットカード払 (売上票方式)	○	○	○
<input type="checkbox"/> 払込票払	×	×	○
<input type="checkbox"/> 請求書払	×	×	○

(注1)一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、選択できます。原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(注2)一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご契約締結時にご注意いただきたいこと

ご契約締結時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者または被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります)。

保険申込書^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契

約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

(注)当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

ご契約締結後にご注意いただきたいこと

1 ご契約締結後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

(1) ご契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

◇自治会が一部の住民のために組織された地域団体となった場合

◇自治会の種類に変更があった場合

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変

更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

◇保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合

◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

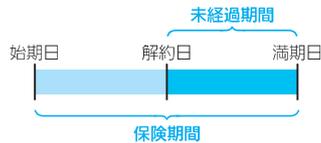
(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過

期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。



■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきます。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お払いいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

■保険料の精算が必要なご契約の場合には、「2 保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料について」によります。

2 保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料について

5ページ記載の「保険料の精算について」をご参照ください。

その他ご留意いただきたいこと

<共同保険>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<万一の事故の場合のお手続きについて>

(1) 事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認
- ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)へ
事故は いち早く

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】平日 9:00～19:00
土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】平日9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpa.or.jp/)

当社について、もっとお知りになりたい時は！

三井住友海上のホームページ

https://www.ms-ins.com

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)
https://www.ms-ins.com

88365 1 2021.06 (改) (111)

地域の課題解決に取り組みたい
町会・自治会の皆さまへ

まちのつながり応援事業

参加費
無料

～語ろう! 学ぼう! 広げよう活動の輪～

定員
120名
事前申込制、
先着順

町会・自治会 つながりフェスタ 2026

まちの応援プロボノチーム まちの情報発信講座

2025年度成果報告会

「より多くの住民に活動へ参加してほしい」「デジタルでも広く情報を届けたい」。
今年度、プロボノの支援を受けて課題解決に取り組んだ町会・自治会の成果報告や
参加者同士の交流を通して、活動の輪を広げるための解決策を探ります。

3/14 2026 **土**
14:00～16:30

新宿NSビル30階
スカイカンファレンス ホールA・B
各線新宿駅「南口・西口」より徒歩約7分、
都営地下鉄線(大江戸線)都庁前駅より
徒歩約3分

第1部

デジタル活用で情報発信を強化!

「まちの情報発信講座」に参加し、
町会・自治会が自らの手でホームページや
LINE公式アカウントを立ち上げた事例を紹介。

第2部

**住民の町会への関心を高めたい!
課題解決プロジェクトの成果共有**

町会活動への参加者や新たな担い手の増加に向けて
課題解決に取り組んだ町会・自治会が事例を紹介。

グループトーク:第1部・第2部共に、事例紹介の後にはテーマに合わせて参加者同士での情報交換!

第3部

全体共有

グループトークで出たアイデアや知見を共有します。

閉会后(16時30分～17時)も、プロジェクト参加団体との交流や、
プロジェクトの成果物の閲覧が可能です。

※プログラムは予告なく変更になる場合があります。ご了承ください。

お申し込みは裏面へ

イベント詳細はこちら



「まちのつながり 応援事業」とは

一般の社会人が仕事の経験やスキルを活かすボランティア活動「プロボノ」で、東京都内の町会・自治会を支援します。プロボノ活動をする社会人を「プロボノワーカー」と呼びます。



町会・自治会 つながりフェスタ について



町会・自治会の皆さんからの事例発表や参加者同士の交流を通して、町会・自治会活動のお悩み解決のヒントを探ります。



ご参加
対象

地域の課題解決に関心を持つ町会・自治会の方
区市町村の町会・自治会担当部門の方
まちづくり・地域の課題解決に関心を持つ企業・団体・個人の方

お申し込みはこちら!

3月11日(水)申し込み締切

<https://form.servicegrant.or.jp/mytown-seika2025>



メールでのお申し込みを
ご希望の方

下記枠内の必要事項をご記載のうえ

【mytown@servicegrant.or.jp】宛にお送りください。

件名: つながりフェスタ申し込み



ファックスでのお申し込みを
ご希望の方

下記枠内をご記載のうえ【03-6419-3885】宛に
お送りください。

①お名前	②フリガナ	③町会・自治会名/団体名
④所在区市町村名	⑤お電話番号	⑥メールアドレス
⑦参加人数 名	⑧同行者名(2名以上で参加の場合)	
⑨プロジェクトに参加した町会・自治会の皆さんや、支援したプロボノワーカーの方々へ聞いてみたい事があればご記入ください。		

- ・締切日前でも定員に達し次第、申し込み締切となります。
- ・イベント当日は写真や動画の撮影を行い、広報目的で使用いたします。
- ・お預かりした個人情報、まちのつながり応援事業の実務以外の目的には使用しません。

お問い合わせ

まちのつながり応援事業事務局(認定NPO法人サービスグラント内)
メール: mytown@servicegrant.or.jp / Tel: 03-6419-4021